



計画地の範囲：



要綱による高さの基準の範囲（世界遺産バッファーズーンのエリア+旧球場跡地等）：

- 20m
- 25m
- 37.5m
- 50m

平成18年11月、「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱」に20m～50mの高さの基準を規定。（平成27年1月に「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」に引き継いでいる。）

（参考）世界遺産バッファーズーンのエリア

- 北棟
- 南棟
- 旧市民球場跡地を除く
- 元安川
- 元安川

景観計画重点地区（原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（A～E地区））：

景観計画に景観形成の方針及び形態意匠の基準（色彩含む）を規定

..... AからE地区の区分

平成26年7月、「広島市景観計画」策定

南北軸線上（北方向）の範囲：

- 広島市景観計画及び都市計画（高度地区）による高さの制限を規定
- 令和4年1月施行